

入札告示

札幌市告示第4536号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示する。

令和7年11月6日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒005-0031 札幌市南区南31条西8丁目2-5

札幌市南区土木部維持管理課事務係 電話 (011) 581-3811 FAX (011) 582-2916

メールアドレス minamidohoku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 南区土木センター構内除雪業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約書に示す履行期間の開始日から令和8年3月30日まで
- (4) 履行場所 札幌市南区南31条西8丁目2番
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 令和5～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 公共機関等※1が発注した除雪業務について、元請けとしての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成22年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものであること。
- (8) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

(9) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち（7）に掲げる要件については、当該組合および組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績とすることができる。

※1 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条10号に掲げる機関をいう。

4 入札説明書の入手方法

上記1の場所で入手できる。なお、交付する期間は、この告示の日から受領期日前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

また、11月6日から南区ホームページ（下記URL参照）の当該案件ページからダウンロードできる。

（URL：<https://www.city.sapporo.jp/minami/keiyakujoho/20251119kounaijosetu.html>）

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

上記1に同じ。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年11月18日（火）14時00分（送付による場合は必着）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年11月19日（水）10時00分

札幌市南区土木センター会議室（札幌市南区南31条西8丁目2番5号）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。